

千葉県サービス管理責任者研修事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的としたサービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日障発0830004厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）に規定する研修のうち、次に掲げる研修の実施について、国実施要綱に基づき必要な事項を定める。

- 1 サービス管理責任者更新研修
- 2 児童発達支援管理責任者更新研修

第2 実施主体

実施主体は、千葉県サービス管理責任者研修実施事業者指定事務取扱要綱（令和4年2月8日付障事第1380号）に基づき千葉県知事（以下「知事」という。）が指定する研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

第3 研修の内容

指定研修事業者は、次に掲げる研修を行う。また、研修を実施するに当たっては、受講者に対し人権の尊重について理解させるように努めなければならない。

1 サービス管理責任者更新研修

(1) 研修対象者

ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所若しくは指定特定相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

イ サービス管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間においてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

ウ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大

臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）に定める旧サービス管理責任者研修修了者。

（2）研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

2 児童発達支援管理責任者更新研修

（1）研修対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

イ 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間においてアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

ウ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。）に定める旧児童発達支援管理責任者研修修了者。

（2）研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

第4 研修の実施期間

指定研修事業の実施期間は、原則知事が指定した日から1年間以内とする。

ただし、災害、感染症その他により指定研修事業者の責に帰すことができない事由が生じた場合には、その限りでない。

第5 情報の開示

指定研修事業者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした実施要領等を定め、公開すること。

- 1 開講目的
- 2 研修事業の名称
- 3 実施場所
- 4 研修期間
- 5 研修カリキュラム
- 6 講師氏名
- 7 研修修了の認定方法
- 8 開講時期
- 9 受講資格
- 10 受講手続（募集要領等）
- 11 受講料等

第6 事業実施責任者等

1 事業実施責任者

指定研修事業者は、研修を実施するに当たり、事業実施責任者を選任するものとする。

事業実施責任者は、指定研修事業者に所属し、国が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修（以下「国指導者養成研修」という。）の修了者、又は県がこれまで実施した国実施要綱に規定するサービス管理責任者研修（以下「サービス管理責任者研修」という。）の実施に係る企画・運営において指導的役割を担った経験を有する者をもって充て、指定研修事業の企画・運営に係る事務を指導的に担うとともに、県が運営する研修事業ワーキングチームの会議に参加しなければならない。

2 コアメンバー

指定研修事業者は、事業実施責任者を補佐し、カリキュラム・教材の作成等に従事する者（以下「コアメンバー」という。）を配置することができる。

コアメンバーは、国指導者養成研修、相談支援従事者主任研修、サービス管理責任者更新研修、又は児童発達支援管理責任者更新研修の修了者、若しくは県がこれまで実施したサービス管理責任者研修の実施に係る企画・運営を担った経験を有する者をもつ

て充てるものとする。

第7 講師等

講師及びファシリテーター（以下「講師等」という。）は、相談支援従事者主任研修、サービス管理責任者更新研修、又は児童発達支援管理責任者更新研修の修了者、若しくは県がこれまで実施したサービス管理責任者研修における講師等の経験を有する者を充てるものとする。

第8 研修教材

- 1 研修で用いる教材については、研修課程を適切かつ効果的に実施する上で、適當と認められるものとする。
- 2 指定研修事業者は、教材を研修で用いる前に県による確認を受けなければならない。
- 3 県は、前項の確認に際し、必要に応じて指示又は助言を行うものとする。

第9 受講料等

- 1 指定研修事業者は、指定研修事業の実施に要する経費について、受講料をもって充てるものとする。
- 2 指定研修事業者は、指定研修事業の公益性に鑑み、受講料が適正な額となるよう算定しなければならない。

第10 修了の認定

指定研修事業者は、受講者が研修の全課程を修了したことを確認することにより、研修の修了を認定するものとする。

第11 修了証書の交付

- 1 指定研修事業者は別紙様式により、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。
- 2 修了証書については、サービス管理責任者告示又は児童発達支援管理責任者告示の規定により、次に更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。

第12 研修修了者名簿の管理等

- 1 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- 2 知事は、指定研修事業者から提出された名簿を個人情報として十分な注意を払った上で、県の責任において一元的に管理するものとする。
- 3 県は、研修修了者から、修了証書の破損、亡失等による修了証明書の発行の依頼があった場合は、これに応じるものとする。

第13 関係書類の保存

指定研修事業者は、実施した研修に関する書類（出席簿、カリキュラム、経理書類等）を5年間保存しなければならない。

第14 秘密の保持

- 1 指定研修事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。
- 2 指定研修事業者は、受講者が演習において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

第15 実施上の留意点

1 研修日程等

- (1) 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮するものとする。また、必ずしも連續して行う必要はなく、カリキュラムに関しては適宜分割するなどすることは差し支えない。
- (2) 別表1及び別表2の研修カリキュラムは共通の内容であることから、開催日程、開催場所、定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に、同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。
- (3) 研修受講者の募集を行うに当たり、受講が必要な者の実践研修修了年度を募集要領等に明記するなど、受講漏れが生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

2 その他

指定研修事業者は、障害のある受講者に対して、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めるものとする。

第 16 その他

この要綱に定めるもの以外については、別途知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 4 年 2 月 8 日から施行する。

(別表 1)

「サービス管理責任者更新研修」標準カリキュラム

科 目	内容・目的	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	・障害者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	・サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分
3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
サービス管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	・サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン（演習）	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
サービス提供職員等へのスーパービジョン（演習）	・事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ（演習）	・研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
合計		13時間

※ 令和5年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

(別表2)

「児童発達支援管理責任者更新研修」標準カリキュラム

科 目	内容・目的	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
児童福祉施策の最新の動向 (講義)	・児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証 (演習)	・グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
児童発達支援管理責任者としての自己検証（演習）	・児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分
3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習（7時間）		
児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョン (講義)	・児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及び支援提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	180分
事例検討のスーパービジョン (演習)	・事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	60分
支援提供職員等へのスーパービジョン（演習）	・事例を通じて児童発達支援管理責任者として支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	120分
研修のまとめ（演習）	・研修で得られた知識・技術を活用して、児童発達支援管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。	60分
合計		13時間

※ 令和5年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

(別紙)

第 号

修了証書

氏名

生年月日

あなたは、子ども家庭庁及び厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が千葉県知事の指定を受けて行う（指定を受けた研修の名称）を修了したことを証します。

(年号) 年 月 日

(指定された事業者名)

(代表者職氏名) 印